

発議第 8 号

浦安市市民の健康の維持及び増進を図るためのより良い手洗い環境づくりの推進に関する条例の制定について

上記の議案を地方自治法第112条及び浦安市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

令和 3 年 1 2 月 2 0 日

浦安市議会議長 宝 新 様

提 案 理 由

2020 年からの新型コロナウイルス感染症の流行は、私たちの生活様式を一変させ、その対策として手洗い、手指消毒、マスクの着用、ソーシャルディスタンスなど、新しい生活様式の実践が求められた。感染症や食中毒の多くは手を介することが多く、手洗いは誰もが容易に実践することができる効果的な予防策である。

国立医薬品食品衛生研究所の調査では、手洗いを行うことにより、手に残るウイルス数は激減するとされている。手洗いなしで 100 万個のウイルスは、流水 15 秒手洗いで 1%、10,000 個に。石鹼 60 秒もみ洗い後、流水 15 秒手洗いで 0.001%、数 10 個に。石鹼 10 秒もみ洗い後、流水 15 秒手洗いを 2 回繰り返すと 0.0001%、数個まで激減するといわれている。一方アルコール消毒は新型コロナウイルス感染症対策として有効であるとされているが、十分でないという調査結果もある。また、ノロウイルスなどの感染性胃腸炎に対しては有効でないともいわれており、手洗いに勝るものはない。

このようなことから、新型コロナウイルス感染症のみならず、インフルエンザやノロウイルスなどの感染症・食中毒から市民を守るには、有効な手洗いの知識を市全体で共有すること、また有効な手洗いが実践できる環境を整備する

ことがなにより重要である。

また、人々が手洗いの学びを通してウイルスや菌が「どこから、どこへ、どのように」運ばれていくのかなどを知ることは、自らの健康維持のみならず、食の衛生への関心を高め、食育にも繋がる。あわせて、現在減少傾向にあるインフルエンザやノロウイルス感染症の感染者数も将来、新型コロナウイルス感染症が終息し、人々の記憶が薄れると増加することが予想され、ひとたび感染症や食中毒が流行すると一定期間子どもたちの学びの環境が失われることになる。有効な手洗いの習慣化は将来の子どもたちの学びの場を保障することにも繋がるものである。

私たちはこのようなことを新型コロナウイルス感染症によってあらためて認識させられたが、この間の苦難とともにこれらのことをしっかりと後世に受け継ぐためにも本条例を提案する。

提 出 者

浦 安 市 議 会 議 員

西 川 嘉 純

賛 成 者

浦 安 市 議 会 議 員

今 泉 浩 一

〃

吉 村 啓 治

〃

芦 田 由 江

〃

末 益 隆 志

〃

小 林 章 宏

〃

水 野 実

〃

中 村 理 香 子

〃

芳 井 由 美

〃

上 野 賢 一

〃

一 瀬 健 二

〃

深 津 徳 則

〃

毎 田 潤 子

〃

岡 野 純 子

〃

斉 藤 哲

〃

柳 毅 一 郎

〃

荒 井 美 緒

浦安市市民の健康の維持及び増進を図るためのより良い手洗い環境づくりの推進に関する条例

安全かつ安心で健やかな生活を送ることは、全ての市民の願いである。

感染症及び食中毒の多くは、手を介することが多く、手洗いは誰もが容易に実践することができる効果的な予防策である。

そのような中であって、市民が手洗いに関して知識を身に付け実践し、生涯にわたり衛生意識を育むことは、本市における感染症及び食中毒の抑制に有効であり、また、幼少期から手洗いを通して食の衛生への関心を高めることは、食育の観点からも重要である。

このようなことから、感染症及び食中毒の予防に有効な手洗いの知識を市全体で共有し、実践することができるようにするために、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、市民が感染症及び食中毒の予防に有効な手洗いの知識を身に付け、実践することができるようにするための、市の役割などの必要な事項を定めることにより、本市における感染症及び食中毒の抑制を図るとともに、市民の食の衛生に対する関心を高め、もって市民の健康の維持及び増進に寄与することを目的とする。

(市の役割)

第2条 市は、市民が感染症及び食中毒の予防に有効な手洗いの知識を身に付け、実践することができるよう、手洗いの方法や効果など手洗いの知識に関する情報の積極的な発信に努めるものとする。

2 市は、市民が手洗いと感染症及び食中毒との関係などについて正確な知識を身に付けられるよう情報の発信に努めるものとする。

3 市は、市民が利用する公共施設などにおいて、感染症及び食中毒の予防に有効な手洗いを実践することができる環境を整備するよう努めるものとする。

4 市は、子どもたちが幼稚園、認定こども園、保育所、学校、児童育成クラブ等の児童に関連する施設（以下「学校等」という。）において、感染症及び食中毒の予防に有効な手洗いの知識を身に付け、実践することができるよう努めるものとする。

(市民の協力)

第3条 市民は、感染症及び食中毒の予防に有効な手洗いの知識を身に付け、実践するよう心掛けるものとする。

(学校等の役割)

第4条 学校等は、子どもたちが感染症及び食中毒の予防に有効な手洗いの知識を身に付け、実践することができるよう努めるものとする。

2 学校等は、子どもたちが手洗いと感染症及び食中毒との関係などについて、正確な知識を身に付けられるよう努めるものとする。

3 学校等は、子どもたちが感染症及び食中毒の予防に有効な手洗いを実践することができる環境を整備するよう努めるものとする。

(事業者の協力)

第5条 事業者は、その従業員が感染症及び食中毒の予防に有効な手洗いの知識を身に付けられるよう努めるものとする。

2 事業者は、その管理する施設において、利用者が感染症及び食中毒の予防に有効な手洗いを実践することができる環境を整備するよう努めるものとする。

(手洗いの日の制定)

第6条 市は、市民の手洗いに対する理解を深め、及び関心を高めるため、手洗いの日を定める。

2 手洗いの日は、毎月15日とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。